佐世保市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく

認定等に係る事務処理要領

平成２８年４月１日　制定

令和　６年４月１日　改正

（趣旨）

第１条　この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条 この要領は、佐世保市長（以下「市長」という。）が、法第３４条第１項及び法第４１条第１項に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

（用語の定義）

第３条　この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

1. 性能向上計画認定　法第３５条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
2. 基準適合認定　法第４１条第２項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。

⑶　住宅部分　居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分をいう。

⑷　非住宅部分　住宅部分以外の部分をいう。

⑸　共同住宅等　共同住宅、長屋、その他一戸建ての住宅以外の住宅（住宅の共用部を含む。）をいう。

⑹　省エネ判定機関等　法第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

⑺　認定基準　性能向上計画認定においては法第３５条第１項第１号から第４号に規定する基準を、基準適合認定においては建築物エネルギー消費性能基準をいう。

⑻　認定建築主　法第３５条第１項の規定による性能向上計画認定を受けた者をいう。

⑼　基準適合認定建築主　法第４１条第２項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた者をいう。

第２章　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（認定申請）

第４条　性能向上計画認定の申請をしようとする者は、施行規則第２３条第１項に規定する別記様式第３３の申請書の正本及び副本各１通に、それぞれ同項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

２　前項の認定を申請しようとする者が、法第３５条第２項の規定による申出を行う場合は、前項に定める認定申請書に併せて、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（省エネ判定機関等による技術的審査）

第５条　前条の認定を申請しようとする者は、当該申請を行う前に、性能向上計画認定の申請に係る計画が認定基準に適合していることについて、次の各号に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める省エネ判定機関等（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されている者を除く。以下同じ。）による技術的審査を受けることができる。

1. 非住宅部分が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
2. 住宅部分が認定対象の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

（市長が必要と認める図書）

第６条　性能向上計画認定において施行規則第２３条第１項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

1. 前条の技術的審査を受けた場合には、次のいずれかの図書とする。

イ　技術的審査適合証の写し

ロ　品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に規定する断熱等性能等級５、６又は７及び一次エネルギー消費量等級６に適合している場合に限る。なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については日本住宅性能表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級４、５又は６に適合していることとする。）の写し

1. 建築基準法第６条第１項、第６条の２第１項又は第１８条第３項の規定による確認済証の交付を受けている場合には、当該確認済証の写し
2. 法第３５条第２項の規定により建築基準法第６条第１項の確認申請書を併せて提出しようとする建築物のうち、同法第６条の３第１項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合には、当該適合判定通知書の写し

（審査の委託）

第７条　市長は、性能向上計画認定の申請を審査する場合、第５条の技術的審査を受けた場合を除き、認定基準に係る審査を省エネ判定機関等に委託することができる。

（市長以外の者の指示による申請書等の補正）

第８条　前条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、性能向上計画認定の認定申請書又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

（認定しない旨の通知）

第９条　市長は、性能向上計画認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めた場合又は法第３５条第４項において準用する建築基準法第１８条第１４項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請について認定しない旨の通知書（第１号様式）により認定申請者へ通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第１０条　性能向上計画認定の申請者は、当該認定申請を取り下げようとする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取り下げ届（第２号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

２　前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（変更認定申請）

第１１条　第４条第２項及び第５条から前条までの規定は、法第３６条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請（以下「変更認定申請」という。）について準用する。

２　変更認定申請をしようとする者は、施行規則第２７条に規定する別記様式第３５の申請書の正本及び副本並びに添付図書に、施行規則第２５条第２項に規定する認定の通知書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

（軽微な変更届）

第１２条　認定建築主は、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の変更（施行規則第２６条の規定による軽微な変更に限る。）をする場合は、速やかに、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更届（第３号様式）正本及び副本各１通に、それぞれ当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

（建築等の取り止め）

第１３条　認定建築主は、認定計画に係る建築物の建築等を取り止めようとする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画の取り止め届（第４号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

２　前項の届出には、施行規則第２５条第２項に規定する認定の通知書を添付するものとする。

（認定建築主等変更届）

第１４条　次に掲げる者は、認定建築主等変更届（第５号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

⑴　認定建築主の一般承継人

⑵　認定建築主から、性能向上計画認定を受けた建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者

（報告の徴収）

第１５条　法第３７条の規定による報告の徴収は、次条に定めるものを除き、市長が必要と認めるときに、建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物に関する報告を求める旨の通知書（第６号様式）により認定建築主に行うこととする。

２　認定建築主は、前項により市長から報告を求められた場合、建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物状況報告書（第７号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

（建築工事完了報告書）

第１６条　認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定建築物の建築工事を完了したときは、当該計画に基づき建築工事が行われたことを建築士に確認させ、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第８号様式）に次の各号に定める図書を添付して、市長に提出するものとする。

⑴　建築基準法第６条第１項、第６条の２第１項又は第１８条第３項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証の写し

⑵　工事写真（前号の検査済証がある場合を除く。）

（改善命令）

第１７条　法第３８条の規定による認定建築主に対する改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善に関する命令書（第９号様式）により認定建築主に行うこととする。

（認定の取消し）

第１８条　法第３９条の規定による性能向上計画認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（第１０号様式）により行うこととする。

第３章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（認定申請）

第１９条　基準適合認定の申請をしようとする者は、施行規則第３０条第１項に規定する別記様式第３７の申請書の正本及び副本各１通に、それぞれ同項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

（省エネ判定機関等による技術的審査）

第２０条　前条の認定を申請しようとする者は、当該申請を行う前に、基準適合認定の申請内容が認定基準に適合していることについて、次の各号に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める省エネ判定機関等による技術的審査を受けることができる。

1. 非住宅部分が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

⑵　住宅部分が認定対象の場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

（市長が必要と認める図書）

第２１条　基準適合認定において施行規則第３０条第１項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　前条の技術的審査を受けた場合には、次のいずれかの図書とする。

イ　技術的審査適合証の写し

ロ　施行規則第２５条第２項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証の写し

ハ　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項に規定する認定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第１８項に規定する検査済証の写し

⑵　品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級４又は等級５に適合している場合に限る。なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級３、等級４又は等級５に適合していることとする。）の写し

（審査の委託）

第２２条　市長は、基準適合認定の申請を審査する場合、第２０条の技術的審査を受けた場合を除き、認定基準に係る審査を省エネ判定機関等に委託することができる。

（市長以外の者の指示による申請書等の補正）

第２３条　前条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、基準適合認定の認定申請書又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

（認定しない旨の通知）

第２４条　市長は、基準適合認定の申請内容が認定基準に適合しないと認めた場合、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請について認定しない旨の通知書（第１１号様式）により認定申請者へ通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第２５条　基準適合認定の申請者は、当該認定申請を取り下げようとする場合、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取り下げ届（第１２号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

２　前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（基準適合認定建築主等変更届）

第２６条　次に掲げる者は、基準適合認定建築主等変更届（第１３号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

⑴　基準適合認定建築主の一般承継人

⑵　基準適合認定建築主から、基準適合認定を受けた建築物の所有権その他維持保全に必要な権限を取得した者

（報告の徴収）

第２７条　法第４３条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、建築物のエネルギー消費性能に係る認定建築物に関する報告を求める旨の通知書（第１４号様式）により行うこととする。

２　基準適合認定建築主は、前項により市長から報告を求められた場合、建築物のエネルギー消費性能に係る認定建築物状況報告書（第１５号様式）正本及び副本各１通を市長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第２８条　法第４２条の規定による基準適合認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、建築物のエネルギー消費性能に係る認定建築物の認定取消通知書（第１６号様式）により行うこととする。

第４章　その他

（補則）

第２９条　この要領で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。